

京都精神保健福祉士協会

# きょうと通信

No.112



2015 年 10 月発行

事務局：医療法人 つばき医院内

〒602-0895 京都市上京区上御霊前町 410

TEL 075-411-1011

FAX 075-411-1020

e-mail [office@kyo-psw.org](mailto:office@kyo-psw.org)

HP <http://www.kyo-psw.org/>

## 【10 月例会のご案内】

京都精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士協会京都府支部災害検討委員会企画

# 身近な災害を語るつどい — 広島から学ぶ編 —

日時 2015 年 10 月 24 日（土）14:00～16:30（13:30～受付）

場所 京都産業会館 7 階 第 3 研修室（TEL 075-211-6301）

（市営地下鉄烏丸線「四条駅」下車 / 阪急京都線「烏丸駅」下車  
徒歩約 2 分「26 番出口」より B1 階入口直結）

講師 木村 雅昭氏

（医療法人友和会 友和病院

広島県精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士協会広島県支部災害対策委員）

身近な災害をテーマに、発災当時の状況や現地での取り組みについてのそれぞれの立場からのお話を伺い、また自身がそのときどうだったかなども語りながら、職能団体として災害時に取り組むべきことや、情報収集のためのネットワーク作りを目的に行ってきた「身近な災害を語るつどい」。昨年度は京都市、そして福知山市の 2 か所で開催しました。「つどい」では多くの方たちとの「つながり」を持つことができ、各圏域の災害対策委員（連絡係）の配置もようやく進んできました。今年の関東・東北豪雨災害をはじめここ数年自然災害は各地でさまざまな被害をもたらしており、「そのとき」「その後」の対応はますます課題になっています。

今回は、広島県精神保健福祉士協会の木村雅昭氏をお招きし、2014年8月の広島県での土砂災害について、当時の状況や協会としての対応、感じられた課題等についてお話いた

だく予定です。実際の現場の状況等を伺いながら、京都での取り組みを考える機会にしたいと思います。多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

(災害支援検討委員会)

## 【リレー職場紹介】



京P子ちゃん

今号は…  
京都 MAC  
入江 泰さんです。

### Q1.入職したきっかけと職場のことを教えてください！

入江と申します。宜しくお願い致します。2011年に、現在の所長から声を掛けて頂きまして、同年4月からの入職となりました。職場の方では当時、地活から自立支援法の自立訓練（生活訓練）への変更と、衣笠から七条大宮への転居などがあり、バタバタの中での入職でした。私の方はこれまで、アルコール依存症の方々と接することが多いお仕事をさせていただいております。京都マック・京都ダルクなどの依存症回復支援施設や、断酒会やAAなどの自助グループの方々とも接点がありましたので、自分の経験が活かせるのではと。また求職中でしたので、たいへんありがたいお話だなと思いましたね。

仕事について一言で申し上げますと、「依存症の方々（仲間と呼んでいます）の回復を支援する」のがミッションです。法上では①生活訓練施設「アディクションセンター京都マック」現在通所定員 20 名。②グループホーム包括型「にこにこハウス」入所定員 6 名。③相談支援事業所「サポートセンター京都マック」の 3 つです。それと法外で、定員 6 名のグループホーム「第二ホーム」もあります。また、依存症に関わる御相談、家族や関係者からの御相談も随時、承っております。家族会、各種の研修会も機会を設けて、積極的に取り組んでいます。

3つの事業の中では、①の生活訓練が大きな柱です。仲間が自身の体験や感情を話すミーティング、調理実習や掃除、園芸・飼育当番などの活動、レクレーションや社会見学、スポーツ、お茶会、ヨガ、音楽演奏など様々なプログラムを通して、お酒やギャンブル・薬物などを使用しない生活を続けて行けるよう支援しています。

場所は、①と③は、下京区のバス停「七条大宮・水族館前」から、北へ 100m 上る大宮通西側、ガスショップのテナント 3 階です。②と第二ホームは、非公表にしています。②のハウスは、実際のご相談を受けた上で、見学や体験入所をすることになります。

仲間の属性ですが、現在のところ、アルコール依存症が 4 割、ギャンブルが 5 割、薬物や買い物、盗癖（クレプトといひます）の仲間が 1 割位でしょうか。10 代後半から 60 代まで、3、40 代の仲間が一番多いですね。

業務は、インテーク、個別相談、ミーティングの司会、グループ活動の支援、関係機関の連絡調整、御家族の相談や家族会、研修会の運営、関係機関への活動の紹介、請求業務等々、たくさんありますね。

Q2.仕事をする中でのやりがい、悩み、嬉しいことなどを教えてください！

仲間と笑いながら、悩みながら、一緒に年齢を経っていくこと、そして、それが仕事になっていることが、たいへんありがたく、幸せだと感じています。回復を支援するために、量的にも質的にも何ができるのか、考えるだけでなく、やっていこうという職場ですので、やりがいもあり、働きやすい環境だと思います。

Q3.最後に…仕事を通じて PSW として考えていることはどんなことですか？

依存症に関する知識や対応に関して、もっと広がってほしいなと思います。関係者の方々の中には、「依存症？よくわからない」「本人の意志が弱い」「苦手」「嫌い」等々の感情をお持ちの人も、いると思います。その辺を隠しながら、対応していると、ぎくしゃくしたり、巻き込まれまいと突き放したりして、回復の機会を逃す事もあるのではと。なので、まずは関係者同士、お互い相談ができる関係を作る。そして、お互い相談。すこしでも依存症に興味と関心をもっていただく。さらに、回復していく過程を一緒に経験して喜びを共有する。そんな関係者の人たちが増えて、一緒にお勉強会ができたらいいなと感じております。

---

#### 【第4回役員会議事概要報告】

日時) 2015年7月8日(水) 19:00~21:05 場所 アステップむろまち  
出席) 泉 大塚 斉藤 下村 知名 西村 橋本 東森 松本 宮崎  
欠席) 大石 平山

詳細は下記よりご確認ください。

<http://www.kyo-psw.org/member/kapsw/media/1/20154thyakuinkaigaiyo.pdf>

#### 【事務局からのお知らせ】

##### 入会

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 1) 田中 智宏さん | 所属) 医療法人福知会 クリニック「まほら」地域連携室 |
| 2) 垣内 梓さん  | 所属) 一般財団法人 川越病院 医療福祉相談室     |

##### 退会

- |            |                |
|------------|----------------|
| 1) 藤賀 史子さん | 所属) 京都市障害福祉推進室 |
|------------|----------------|

# トピックス

## 生活保護基準引き下げ違憲訴訟ニュース No.2

生活保護基準の引き下げ取消しを求める裁判の続報です。8月26日、猛暑の中、京都地方裁判所大法廷で第2回口頭弁論が開かれました。原告や弁護団、学生、支援者など140名の方が京都地裁前に集まり、傍聴席は満員となりました。

今回の法廷では、まず原告の一人が今の厳しい生活実態を裁判官に訴えました。ご自分の氏名と生育歴、職歴、そして病歴までを明らかにし、法廷で意見を述べるのには、とても勇気のいることです。うつ病の治療を続けている原告は、これまで老齢加算や母子加算の廃止による違憲訴訟も応援してこられたそうです。

「今回、自分自身が裁判の原告になる決意をしたのは、決して、自分のためだけではありません。生活保護基準が、他のたくさんの制度の基準にもなっていると聞きました。その意味で、私や生活保護受給者のためだけではなく、国民みんなに関わる問題として、この裁判を起こしたつもりです」と述べ、「このようなしんどい思いは、私だけにしてもらいたい、もう次の世代に引き継いでもらいたくないと、心の底から思います」と結ばれました。

続いて弁護団・民谷渉氏と吉田雄大氏の意見陳述。民谷弁護士は、厚労省が引き下げの根拠とした「生活扶助相当CPI」の問題点を指摘。特にデフレ調整、すなわち物価下落率の数値が総務省の2.35%に比べ、厚労省の独自計算で4.78%となっていること。加えて家計支出の品目を保護受給者にとって大切な食料品ではなく、電化製品に重きをおき、年度や品目の比較、そして計算方法に瑕疵があると訴えました。最後に、このような厚労省の誤った統計手法を用いた生活扶助CPIは、重大な政策決定の根拠にはなり得ないと結ばれました。

続いて、吉田弁護士が日本の貧困拡大の状況と生活保護制度が果たす役割を述べ、国が財政削減のために生存権保障の理念なしに生活保護基準の引き下げ強行したことを指摘。憲法25条の理念に照らし、裁判所の明確な違憲判断を求めました。

いずれの違憲陳述も科学的な根拠のあるデータをもとに主張しており、弁護団を支える記者や研究者の存在が垣間見える弁論でもありました。

今まさに憲法で保障された生存権が大きく揺らいでいます。弁護団は、本裁判に「京都新・生存権裁判」と名付け、多くの市民の関心と支援が得られるよう運動されています。

私たち精神保健福祉士は、人の尊厳や権利を守る専門職です。格差や貧困の拡がりを多くの研究や調査が立証している日本の現状を、精神保健福祉士はどのように受け止め、どう行動すべきなのか。一人ひとり考えることが求められています。

※京都地裁に駆けつけて下さったPSWの方々への感謝と共に、傍聴席に入れなかった方にお詫び申し上げます。なお、第3回口頭弁論は2015年11月27日(金)、第4回は2016年2月9日(火)、いずれも京都地方裁判所で13:30から開かれます。多くの方々の傍聴をお待ちしております。詳しくは泉(佛教大学:075-491-2141)まで。

# ほつと一息コーナー



私は仕事柄、介護保険や障害・老齢年金などなど、お金のことについて学ぶ機会は多くありました。でもふと気づくと、今の自分に直接関係のあるお金のことについて、全然詳しくありません。同僚からも「出産に際しての手続きやいくぐらい受け取れるのか全然わからず、事務の人にひとつひとつ教えてもらった」と話を聞いたこともあります。そんな私が最近出会った本（まんが）がこちら、うだひろえさんの『誰も教えてくれないお金の話』です。漫画仕立てで、貯金の考え方から住宅ローン、生命保険について、また出産・育児に関わるお金など項目ごとにまとめられており、大変読みやすい内容です。公的保険・保障についてもきちんと書いてあるので、一般の方の入門書としてはもちろん、専門職の方が内容の整理にちょっと参照するのも役立つのではないかと思います。

過ごしやすい気候になり、旅行に美味しい食事にと散財しがちな私ですが、これでお金に対する基礎知識をつけて意識を高め、貯金の増える生活を目指したいと思う今日この頃です。

（平野 美菜）

## 【編集後記】

慢性的な雨漏りに見舞われていた我が職場ですが、遂に工事が入りました。奇跡！果たしていつまでもつのか！果たしてその頃まで職場に居るのか！ 乞うご期待！（田中）

真夏のような天気だったり、急に秋らしく涼しくなったり…年々身体が気候についていなくなってきました。体調には気を付けて、短い秋を満喫したいですね。（平野）